

みんなで「創り」「守り」「育てる」公共交通

市内の路線バスは、学生や高齢者などの自家用車を持たない方にとって、通学・通勤・通院・買い物などの日常生活を支える重要な交通手段です。しかし、路線バスの利用者はマイカーの普及などにより下田市だけでなく全国的にも減少しています。利用者の減少は路線の廃止や減便などの原因の1つとなり、路線バスを必要とする方に大きな影響を与えています。

市自主運行バス路線

市内を走るバスのうち、下田駅～賀茂逆川線（賀茂逆川線）と下箕作～賀茂逆川線（下箕作線）、下田駅～田牛線（田牛線）の3系統は、市が費用の一部を負担しバス事業者に委託して運行を行っているバス（市自主運行バス）です。経費や1便あたりの利用者数は次のとおりとなっています。

平成23年度	賀茂逆川線	下箕作線	田牛線	合計
運行本数	平日:3往復 土休日:1往復	全日:2往復	平日、土曜: 1.5往復 休日:1往復	
委託費	5,307千円 *留車費用含	2,325千円	960千円	8,592千円
平均利用者数/便	4.3人	4.3人	4.7人	

この路線の利用者の多くは、小学生を中心とする学生や高齢者などの交通弱者となっています。

市では効率的なバス路線の運行を図り、負担額を減らす努力を行っていますが、利用者が減り、運賃収入が減少するにつれ、市の負担額は増えていくこととなります。

下田市自主運行バス

4月からこのマグネットステッカーを自主運行バスに貼って運行します

単独運行困難の申し出のあった路線

また、下田駅～須崎海岸線と下田駅～一条たけのこ村線については、バス事業者より事業者単独では運行の継続が困難であるとの申し出がありました。

市の審議会で今後のあり方について検討した結果、須崎海岸線については爪木崎線とあわせた中で朝と昼の4便、一条たけのこ村線については昼の1便の減便を4月より行ったなかで、状況をみて今後の判断を行っていくこととしました。

	須崎海岸線	一条たけのこ村線	
		岩下経由	下田中学校経由
H24運行本数 (H24.4.1より)	平日、土曜:7往復 休日:8往復	平日:片道3便 土休日:1往復+ 片道3便	平日:1往復+ 片道3便
H23欠損額	5,788千円	2,606千円	4,523千円
H23平均利用者数/便	2.7人	4.8人	3.1人

市の厳しい財政状況の中、上記の2路線を市自主運行バスにすることは非常に困難な状況になっています。今後、乗客が増えずにバス事業者としても路線が維持できず、市としても自主運行化ができない場合には、路線の廃止も考えられます。

ス路線を維持するためには…

路線バスを維持するため、バス事業者や市では効率的な路線の再編やサービスの向上につながるよう努力を続けていますが、限界があります。人口減少や少子高齢化が進む中で、将来にわたり公共交通を維持していくためには、便利なマイカーだけでなく誰でも利用できる公共交通へ意識を向け、より多くの方にご利用いただくことが不可欠です。また、誰もが安心して暮らすことができるよう、市やバス事業者だけでなく利用者や住民などの地域関係者も一体となって地域の実情に合ったサービスを検討・確保していく必要があります。

後期高齢者医療制度の保険料が改定されます



平成24・25年度保険料率が改定

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全てが等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料率は都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直されます。医療費増加などを考慮し、平成24・25年度保険料率は下表のようになりました。

◎保険料内訳表(年間)・賦課限度額

	22・23年度	24・25年度
均等割額	36,000円	37,900円
所得割額	7.11%	7.39%
賦課限度額	500,000円	550,000円

均等割額は1,900円、所得割額は0.28%、それぞれ引き上げられます。また、中低所得者の負担軽減を図るため、賦課限度額も平成22・23年度と比べ5万円引き上げとなりました。

◎保険料計算式

保険料(限度額55万円)
=均等割額37,900円+所得割額×
※(総所得金額等-基礎控除額(33万円))×所得割率(7.39%)

保険料軽減措置は今後も継続

◎低所得者の方

平成23年度と同様の特別措置を含めた軽減措置が継続されます。

均等割額

世帯の所得水準に合わせて、次のとおり軽減されます。

世帯主及び全ての被保険者の総所得金額等の合計	軽減割合
「基礎控除額(33万円)+35万円×当該世帯に属する被保険者の数」を超えないとき	2割
「基礎控除額(33万円)+24万5千円×当該世帯に属する被保険者の数」(被保険者である世帯主を除く)を超えないとき	5割
「基礎控除額(33万円)」を超えないとき	8.5割
均等割8.5割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)のとき	9割

所得割額

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下(年金収入のみの方はその額が153万円から211万円以下)の場合、所得割が5割軽減されます。

◎被用者保険の被扶養者だった方

被用者保険(いわゆる「サラリーマン」の健康保険)の被扶養者だった方は均等割額が9割軽減され、所得割額は引き続きかかりません。



vol.43

道路・河川の占用って?

私が所属する土木管理係では、安全かつ快適な市民生活を維持するため、道路・河川の管理を行っています。

道路・河川は本来公共の物であり、皆が平等に使用できるものです。そのため、個人的な目的でそれを使用することはできません。

しかし、住宅の建築にあたって排水管等を道路に埋設した場合や所有地への出入りのため土地との間を流れる川に通行路を設置したい場合等において、道路・河川の機能を損なわない範囲に限り、個人による工作物の設置や使用が認められています。このような行為を『占用』と呼びます。

これら占用の許可の期間は道路・河川ともに3年間となっていますが、3年を経過すると占用期間の継続手続きが必要となります。その際によくある質問が『自分がどこを占有しているか分からない』というものです。占用物件の管

理は占有者の方で自身で行っていたため、申請の際の資料・図面等は大切に保管願います。

また、『もう使用していないので占用を止めたい』売買や相続で所有者が変わった」という場合においても、それぞれ所定の様式を提出する必要があります。

さらに、占用物件の種類によつては、占用料金が発生します。占用料金は市の条例に基づき単価が定められており、毎年4月に納付書を発送します。期限内にお支払いいただきますようお願いいたします。

ここでも大まかに占用について説明しましたが、占用の許可に関しては様々な規程があり、複雑になっております。これから申請を検討されている方は、事前に土木管理係までご連絡ください。

これからも道路・河川の適切な管理にご協力よろしくお願いたします。



(建設課 坂部 琢)